

副市長・総務担当部長会議

期 日 : 平成31年 1 月25日 (金)

会 場 : 長野県自治会館 2階 「大会議室」

長野県市長会

会 議 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 来 賓 挨 拶

4 座 長 選 出

5 議 事

I 各市提出議題

II 事務局提出議題

協 議 事 項

報 告 事 項

III 意 見 交 換

IV そ の 他

6 閉 会

出席者名簿

長野県

企画振興部 市町村課	課長	竹内善彦	課長補佐兼 行政係長	清水拓郎
	行政係主査	石川直樹	行政係主事	青木陽太

市

市名	職名	氏名	職名	氏名
長野市	副市長	樋口 博	企画政策部長	西島 勉
松本市	副市長	坪田 明男	政策部長	山内 亮
上田市	副市長	井上 晴樹	総務部長	神代 芳樹
岡谷市	副市長	小口 明則	総務部長	小口 道生
飯田市	副市長	佐藤 健	総務部長	寺澤 保義
諏訪市	副市長	平林 隆夫	総務部長	宮坂 茂樹
須坂市	副市長	中澤 正直	総務部長	平林 和彦
小諸市	副市長	濱村 圭一	総務部長	田中 尚公
伊那市	副市長	林 俊宏	総務部長	城取 誠
駒ヶ根市	副市長	堀内 秀	総務部長	小平 操
中野市	副市長	横田 清一	総務部長	竹内 幸夫
大町市	副市長	吉澤 義雄	総務部長	市河 千春
飯山市	副市長	月岡 寿男	総務部長	石田 一彦
茅野市	副市長	樋口 尚宏	企画部長	加賀美 積
塩尻市	副市長	米窪 健一朗	企画政策部長	塩川 昌明
佐久市	副市長	小池 茂見	総務部長	小林 一三
千曲市	副市長	山本 高明	総務部長	大内 保彦
東御市	副市長	田丸 基廣	総務部長	掛川 卓男
安曇野市	副市長	中山 栄樹	政策部長	上條 芳敬
事務局	局長	青木 弘	次長	百瀬 一典

議 題 等 一 覧

I 各市提出議題

議題総件数 24 議題（新規 15）

【新規】

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

… 9 議題

- 1 公共施設の集約化・複合化事業に対する起債制度の拡充について
(上田市)
- 2 小児初期救急医療体制整備事業補助金の拡充について
(大町市)
- 3 歯科検診事業補助金制度における対象年齢の拡大について
(千曲市)
- 4 生活保護受給世帯の冷房器具の購入費支給対象世帯の拡大について
(長野市)
- 5 おたふくかぜ、ロタウイルスの早期の定期接種化について
(長野市)
- 6 「再生可能エネルギー法（FIT 法）」の調達期間の延長等について
(岡谷市・諏訪市)
- 7 若者サポートステーション事業の対象年齢の引き上げについて
(上田市)
- 8 長野県新規就農里親制度の充実について
(須坂市)
- 9 空き家対策の推進に関する特別措置法第15条（財政上の措置及び税制上の措置等）における財政措置の拡充等について
(飯田市)

○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

… 3 議題

- 10 自分の望む人生の最終段階における医療・ケアについての意思表示の
取組の普及について (須坂市)
- 11 移住就業・起業支援事業における、支援金の国の要件緩和及び県の
追加要件の取りやめ等について (飯山市)
- 12 カラスによるフン害等に対する広域的な取組の推進について (長野市)

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

… 1 議題

- 13 リンゴ黒星病（薬剤耐性菌）対策に係る県の財政支援等について
(安曇野市)

○ その他

… 2 議題

- 14 幼児教育無償化に係る給食費の実費徴収化の方針見直しについて
(安曇野市)
- 15 人生 100 年時代を見据えた新しい高齢者の定義の発信等について
(長野市・松本市)

【再提出】

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

… 6 議題

- 16 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）制度の期間延長及び拡充について（東御市）
- 17 小中学生の通院に係る福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について（長野市・駒ヶ根市）
- 18 循環型社会の形成推進及び家電リサイクル制度の拡充に対する財政支援について（諏訪市）
- 19 事業用太陽光発電設備の設置に対する広域的規制の強化について（中野市）
- 20 農家子弟が就農する場合の農業次世代人材投資事業の要件緩和について（長野市）
- 21 道路関係予算の確保について（諏訪市）

○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

… 1 議題

- 22 地域のエネルギー消費実態の把握に関する支援及び調整について（飯田市）

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

… 2 議題

- 23 下水道施設改築等への社会資本整備総合交付金の継続的な財源確保について（佐久市）
- 24 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について（長野市ほか 11 市）

Ⅱ 事務局提出議題

(1) 協議事項

全国市長会理事の選出に係る申し合わせ事項（案）について……………資料1

(2) 報告事項

平成31年度長野県市長会事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

……………資料2・3

Ⅲ 意見交換

(1) 副市長会議の持ち方について

(2) その他

Ⅳ その他

(1) 電子自治体推進について（長野県自治振興組合）……………資料4

(2) 全国市長会・全国都市職員災害共済会の保険事業について……………資料5

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（　・　・　第　　回総会；　　市）			
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（　　　　　　　　　　　　　　　）		分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省	
	☐ 県	担当部局		
	☐ その他	名　　称		
件名	1 公共施設の集約化・複合化事業に対する起債制度の拡充について			
提案市	上田市			
提案要旨	公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の集約化事業等を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業債」の対象に、スポーツ施設等の屋外施設の集約化事業等を追加することを要望する。			
提案理由	本格的な人口減少社会を迎え、将来にわたって持続可能な行財政基盤の構築に向け、公共施設の総量を縮減するための集約化・複合化事業を進めているが、統合施設の整備にあたっては、多額の事業費を伴うため財源の確保が重要な課題となっている。 現在の公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の対象は、延床面積の概念がある建築物に限られているが、テニスコートやプールといった屋外施設についても、集約化・複合化により将来の財政負担の低減が見込めるため、起債対象事業に屋外施設を追加することを要望する。			
現況及び課題等	屋外施設の集約化事業では、用地費や造成費などが嵩み事業費が多額となる場合があり、起債を活用しなければ計画的な事業進捗が困難な状況にある。 当市では、市内に点在する小規模のテニスコートを集約し、広域的な施設として大規模大会の開催が可能なテニスコートの整備を計画しており、個別施設計画である「上田市スポーツ施設整備計画」にも盛り込んでいる。			
関係法令	地方財政法			

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	健康福祉部
	☐ その他	名 称	
件名	2 小児初期救急医療体制整備事業補助金の拡充について		
提案市	大町市		
提案要旨	地域医療の最前線で住民の医療を守る開業医及び病院勤務医の高齢化と疲弊が急速に進む中、小児初期医療救急医療体制を維持するため、小児初期救急医療体制整備事業補助金の増額を要望する。		
提案理由	現在、「長野県第2期信州保健医療総合計画」により小児初期医療体制の維持に努めており、大北地域においては、北アルプス広域連合が「北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター」を設置し、地域の小児初期救急医療体制を維持している。しかし、現在の補助金交付要綱の基準額単価では、市町村の財政負担が大きく、さらに県の予算の範囲内であることから、年々減額の状態が続いているため、補助金の増額を要望する。		
現況及び課題等	<u>基準額「4,928円（1時間当たり単価）×診療時間（1日当り診療時間×日数）」</u> 「北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター」 小児初期救急医療体制整備事業補助金交付額（基準額1/2、県予算範囲内） 平成29年度 1,280,000円（基準額2,858,240円、総事業費17,664,866円） 平成28年度 1,331,000円（基準額2,858,240円、総事業費17,096,776円） 平成27年度 1,361,000円（基準額2,868,096円、総事業費15,575,348円） 平成26年度 1,336,000円（基準額2,848,384円、総事業費15,650,907円） 平成25年度 1,395,000円（基準額2,858,240円、総事業費15,774,572円）		
関係法令	小児初期救急医療体制整備事業補助金交付要綱		

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会； 市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☒ 県	担当部局	健康福祉部
	☐ その他	名 称	
件名	3 歯科検診事業補助金制度における対象年齢の拡大について		
提案市	千曲市		
提案要旨	健康増進法に基づく歯科検診事業の補助対象年齢を、現在の40歳・50歳・60歳・70歳に、新たに20歳・30歳を加えるよう対象年齢の拡大を要望する。		
提案理由	当市では、健康増進事業として40・50・60・70歳での歯科検診は実施しているが、20歳、30歳での歯科検診を実施できていない。 近隣自治体でも若年での実施が増えているため、実施したいが新たな事業のため財政負担が大きくなる。また、歯科への意識は若年では低い、20代でも歯周病に気づかず罹患、悪化させてしまう者も多いため、早期に対応し、実施しやすい環境をつくるため、補助対象年齢の拡大を要望する。		
現況及び課題等	20歳・30歳での歯科検診については、現状補助金制度はないが、実際には若年での歯周病も多く、早期発見早期治療で重症化を防ぐことができるため、実施することが望ましい。 当市としては、若年層に対しても検診を実施するとともに、受診率を上げ、定期的な歯科検診を習慣化する契機として位置づけ、歯科・口腔の保健の増進に努めたい。 県の第二期信州保健医療総合計画においても、定期的に歯科検診を受ける人の割合の増が目標値となっている。 受診率の向上策として、県内全般に言えることだが低値であるため、全県統一クーポンなど、利用者の利便性向上や、さらなる市からの働きかけなどの勧奨が必要と考える。		
法令関係	健康増進法 長野県歯科保健推進条例		

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (. . 第 回総会 ; 市)																		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設																
要望先	☒ 国 担当省庁 厚生労働省 ☐ 県 担当部局 ☐ その他 名 称																		
件名	4 生活保護受給世帯の冷房器具の購入費支給対象世帯の拡大について																		
提案市	長野市																		
要 旨	生活保護受給世帯のうちで、平成30年3月31日以前から受給している対象者に対しても冷房器具購入費用の支給拡大を要望する。																		
提案理由	平成30年6月27日の厚生労働省社会・援護局長による「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について(通知)により、平成30年4月1日以降で、生活保護開始時や転居の場合等で被保護世帯に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合で冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認める場合は、暖房器具に加え冷房器具の購入に必要な費用の支給について認められることになった。 これに加えて、特に高齢者世帯等の熱中症による健康被害の予防、猛暑対策及び生活保護受給者の負担軽減の観点から、平成30年3月31日以前から既に生活保護受給中で冷房器具がない世帯へも支給対象の拡大を要望する。																		
現況及び課題等	1 現況 ○支給対象要件：平成30年4月1日以降で新規で保護開始となる世帯、長期入院・入所後に新たに単身で居住を始める世帯、転居等で設備の相異により冷房器具がない世帯等 <table border="1"> <tr> <td></td><td>居宅世帯</td><td>冷房器具保有世帯</td><td>冷房器具未保有世帯</td></tr> <tr> <td>現況</td><td>154</td><td>138</td><td>16</td></tr> </table> 2 要望 ○支給対象要件：平成30年3月31日以前から既に生活保護を受給していて冷房器具のない世帯 <table border="1"> <tr> <td></td><td>居宅世帯</td><td>冷房器具保有世帯</td><td>対象世帯</td></tr> <tr> <td>要望</td><td>2,193</td><td>1,020</td><td>1,173</td></tr> </table>				居宅世帯	冷房器具保有世帯	冷房器具未保有世帯	現況	154	138	16		居宅世帯	冷房器具保有世帯	対象世帯	要望	2,193	1,020	1,173
	居宅世帯	冷房器具保有世帯	冷房器具未保有世帯																
現況	154	138	16																
	居宅世帯	冷房器具保有世帯	対象世帯																
要望	2,193	1,020	1,173																
関係法令	「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)の一部改正について																		

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）			
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	厚生労働省 	
件名	5 おたふくかぜ、ロタウイルスの早期の定期接種化について			
提案市	長野市			
提案要旨	現在、任意の予防接種となっているおたふくかぜ、ロタウイルスの予防接種について、早期に予防接種法における定期予防接種に位置付けることを要望する。			
提案理由	3年から4年の周期で発生するおたふくかぜの全国的な流行や、毎シーズン発生するロタウイルスによる感染性胃腸炎の流行を防ぐため、安心して子どもたちが予防接種を受けられるよう、早期に定期予防接種に位置付ける必要がある。			
現況及び課題等	おたふくかぜは、昨年度全国的な流行が発生しており、罹患すると非可逆性の難聴等重度の合併症が生じる場合がある。 ロタウイルスによる感染性胃腸炎は、毎年3月から5月にかけて流行が見られ、保育施設等で集団感染が発生しており、特に2歳未満の乳幼児が重症化しやすい。			
関係法令	予防接種法			

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	経済産業省 資源エネルギー庁
件名	6 「再生可能エネルギー法（FIT法）」の調達期間の延長等について		
提案市	岡谷市、諏訪市		
提案要旨	国は昨年の再生エネルギー法の改正に伴い、固定買取制度（F I T）の見直しを検討しているが、ごみ処理施設の長期的・安定的な運転のために、調達期間の延長、調達価格の見直しを要望する。		
提案理由	①近年一般廃棄物施設は長寿命化を見据え30年以上の長期間の使用を前提に建設しており、国としても施設の長寿命化を推進している。制度の趣旨である、再生可能エネルギー供給量の拡大にも寄与することから、施設稼働全期間にわたる調達期間とすること。 ②廃棄物は、ごみ質変動が大きいため、バイオマス比率は安定化しない。従って全量の固定買取価格とすることを前提に、施設規模に応じた段階的調達価格の設定など、将来にわたって安定した価格制度とすること。		
現況及び課題等	①現行制度の調達期間は20年 ②現行制度はバイオマス比率により、施設規模に係らず、一律の固定価格での買取。（バイオマス固定価格：17円/kwh）		
関係法令	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）		

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（・・第 ☐ 回総会； ☐ 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名称	
件名	7 若者サポートステーション事業の対象年齢の引き上げについて		
提案市	上田市		
提案要旨	若者サポートステーションの支援対象者を、現在の「15歳から39歳まで」から、「15歳から40代前半」に拡大することを要望する。		
提案理由	若者の数そのものが減少しつつある中、若年無業者の数は、年間約71万人（平成29年）と高止まりで推移しており、加えて就職氷河期に学校を卒業・退学した無業者の滞留が顕著であり、これらの者を含む40代前半までの無業者数の推計は100万人以上にもなると言われており、また、無業状態が長期化する傾向が強まっている。 よって、自立の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護等に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させるとともに、地域社会の支え手や貴重な労働力の担い手となるための支援を行う若者サポートステーション事業における対象年齢を引き上げ、支援対象者を拡大する必要がある。		
現況及び課題等	若者サポートステーションの支援対象者は、原則として、15歳から39歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者のうち、就職に向けた取組への意欲が認められ、就職を目標にし得ると判断した者及びその家族となっており、支援の対象外となっている40代前半の方々については、専門的な支援の必要性を認識しつつも、支援に至っていない状況にある。 なお、国においては、今年度、就職氷河期に端を発する40代前半の無業者に対して、サポートステーション事業の成果・ノウハウを活用した就職支援をモデル的に実施（全国10箇所）し、モデル事業による効果的手法の開発・課題検証を行い、31年度以降の方針を決定することとなっている。		
関係法令	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会 ; 市)			
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野	☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁		
	☒ 県	担当部局	農政部	
	☐ その他	名 称		
件名	8 長野県新規就農里親制度の充実について			
提案市	須坂市			
提案要旨	新規就農里親研修制度をより充実し、新規就農者の営農定着と新規就農者数の増加を図るため、研修の一環として長野県農業大学校、農業試験場、果樹試験場などで、冬期間を中心に里親研修生向けに講座を開いていただく。もしくは農業大学生と同じ講座を聴講生として受講できるようにすることを要望する。			
提案理由	長野県新規就農里親制度は非農家の方が就農するために実践研修できる優れた制度で、担い手の確保はもちろん、遊休農地解消や人口増加対策にもなっている。 一方で、冬期間は作業が少なく研修時間を十分確保できない場合があることや里親農家が栽培技術、生理特性、土壌、農薬などの事柄を座学的に教えることに不慣れな方もおり、研修生の受入れに対し負担に感じることや、研修生が技術を十分に習得できない場面もあるため、里親研修を充実させるための施策として要望する。			
現況及び課題等	里親研修は原則２年間、里親の元で農業技術を学ぶ制度で、この制度を利用し、新規就農する方も増えている。 一方で提案理由にもあるように、研修生を受け入れることに抵抗があり、里親農家の確保の支障となっていることがある。特に冬期間の作業が少ない露地栽培の農家にとって、里親登録に躊躇する場面もあり、また、里親研修生の中には農業技術や知識が乏しく、就農後も農業経営を安定させるまでに時間がかかってしまう場合や離農してしまう場合もある。			
法令関係	新規就農里親活動支援事業実施要領			

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会； 市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	国土交通省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	9 空き家対策の推進に関する特別措置法第15条（財政上の措置及び税制上の措置等）における財政措置の拡充等について		
提案市	飯田市		
提案要旨	所有者、管理者が不在（相続人がいない、所有者の所在が不明）の空き家が放置され「特定空家等」となり略式代執行による解体を実施した場合、代執行経費の回収は困難である。特別措置法第15条による支援の1つとして空き家の略式代執行経費について国の財政支援を要請するとともに、市町村では対応が困難な所有者のない空き家について、国が直接対応するよう要請する。		
提案理由	・所有者、管理者が不在の空き家が放置され傷みが進み、特定空家となった時、市町村で略式代執行による除却を行うこととなるが、所有者がいないことから代執行経費の回収は困難である。空き家の略式代執行経費について国の財政支援を要請する。 ・市町村では対応が困難な所有者のない空き家について、民法第239条2項「所有者のない不動産は国庫に帰属する」を積極的に活用し国が直接対応するよう要請する。		
現況及び課題等	・当市では約2千件の空き家を把握しているが、相続人不存在、管理人不存在の空き家について、その実態の詳細な把握までには予算、人員、高い専門性を要するなど、対応が困難な状況にある。 ・空き家が特定空家となった場合、法の枠組みでは、所有者による措置がされない限り代執行を行う。相続人不存在、管理人不存在の空き家については財産管理人の選任、略式代執行ができるが、市費投入は避けられない。特に、大規模な建物が特定空家となった場合には、多額の解体費が見込まれる。		
法令関係	空家等対策の推進に関する特別措置法		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会； 市)			
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁		
	☒ 県	担当部局	健康福祉部	
	☐ その他	名称		
件名	10 自分の望む人生の最終段階における医療・ケアについての意思表明の取組の普及について			
提案市	須坂市			
提案要旨	人生の最終段階における医療やケアについて、元気なうちから自分の望みを書き記すことにより、その人の意思が尊重されることから、アドバンスケアプランニング(人生会議)による「生前の意思表明(リビング・ウィル)」について、広く普及が図れるよう研修会の開催と県民への周知を要望する。			
提案理由	超高齢社会により高齢多死社会の進行に伴い、厚生労働省は「人生の最終段階における医療・ケア」について住民や医療介護従事者等に対し、本人の希望を尊重する重要性を示しているが、「人生の最期」について考える機会は少なく、また、どの様に話をすればよいか迷うことも多い。 本人と家族、医療や介護従事者などが話し合う「アドバンスケアプランニング」による「生前の意思表明(リビング・ウィル)」が全県的な取組となるよう要望する。			
現況及び課題等	厚生労働省では、平成30年3月に終末期医療の治療に関する決定手順を定めた国の指針を改定し公表し、その中で、「自分が大切にしていることや希望する医療・ケアについて、周囲の信頼できる人と話し合う重要性を明記している。普及啓発パンフレットの作成や11月にはわかりやすい愛称を募集し「人生会議」としている。 日本医療政策機構が実施した2018年日本の医療に関する世論調査では「身近な人と終末期医療について話したい」とする人は66.4%、実際に「話あったことがある」とした人は25.4%で乖離が大きいことが示されている。 須坂市、小布施町、高山村では、医療、福祉、介護、行政関係者でつくる「須高地域医療福祉推進協議会」を設立し、後顧なき人生支援のために平成24年度から「終末期医療・ケアについての生前の意思表明」のリーフレットを作成し普及を行っており、「須高地域医療福祉を考える集い」や福祉施設などの家族会、人権学習会などで紹介している。また、平成25年度には、リビングウィルと併せて財産や葬儀のことなどをまとめる「エンディングノート」を作成し、市民への周知のため「活用講座」を開催している。			
法令関係	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」改訂平成30年3月（厚生労働省）			

○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会； 市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()	分野	☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 内閣府 ☒ 県 担当部局 産業労働部 ☐ その他 名 称		
件名	11 移住就業・起業支援事業における、支援金の国の要件緩和及び県の追加要件の取りやめ等について		
提案市	飯山市		
提案要旨	12月に閣議決定され、平成31年度より施行される移住就業・起業支援事業（地方創生推進交付金事業）について、県が現在検討を進めている県独自の要件の追加を行わず、更に国の支給要件の緩和を要望する。		
提案理由	国が東京圏からの移住推進のための施策として実施する事業に対し、「東京23区内」の就業要件を「東京圏内」に見直して欲しい。更に、県の独自要件を追加し対象者を絞ってしまうことにより、国の要件でさえ厳しいことに加え、事業実施する市にとって対象者が減ってしまい、地方への移住対策の効果が薄れてしまう。 なお、国の支援金の位置付けは「移住に要する経費」で100万円の定額となっているが、県では対象経費を限定した実費経費のみとなっており、移住の促進が図れない恐れがある。		
現況及び課題等	(提示された案の負担割合) 移住支援金の支出負担割合は、国1/2、県1/4、市1/4である。 (課題) ①当市では、昨年113名の移住者を迎えたが、分析すると国の要件である東京23区内では該当者がいないため、要件の緩和を求める。 ②県の独自の東京圏以外の移住者に対しては国の要件に準ずるものとし、県が現在検討している「かつ〇〇していた者」により、さらに対象者が限定されてしまうため、追加要件を削除して欲しい。		
関係法令			

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会； 市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	林務部
	☐ その他	名 称	
件名	12 カラスによるフン害等に対する広域的な取組の推進について		
提案市	長野市		
提案要旨	近年、本市中心市街地では、多数のカラスの飛来が見られ、ごみの食い散らかしやフン害、騒音などの被害が目立つようになったことから、野天のごみ集積所へのカラス除けネットの設置や職員による追い払いなどの対策を進めているが、長野市のみの対策では限界があることから、県による広域的なカラス対策の推進を要望する。		
提案理由	カラスの行動範囲は、半径30kmほどといわれており、市単独での対策では限界があること、都市部では駆除は困難なことから、駆除や追い払い、エサとなる果樹等の取り残しへの対応など、地域ごとに効果的な対策を広域的に実施することが効果的であるため、県において、関係市町村間での情報共有や効果的な対策の複合的な推進を要望する。		
現況及び課題等	本市中心市街地では、平成28年頃からカラスが街路樹や電線、ビル等に群れをなすようになり、ごみ集積所での生ごみの食い散らかしや路面への大量のフンなどの問題が表面化してきた。被害は、一年を通じて見られるが、特に秋期から冬期にかけての夜間は、カラスの飛来が増加している。 本市では、ごみ集積所のごみに対するカラス被害を防止するため、カラスよけネットの利用や、野天のごみ集積所の見直しなどを市民に呼びかけるとともに、中山間地域での捕獲やカラスのエサとなる収穫物の取り残し対策などにより、カラスの増加を防ぐよう市民に協力を呼び掛けている。 また、市の関係部局や関係団体等と対策会議を開催し、情報共有と効果的な対策の検討を進めているが、市単独での取組には限界があり、状況の改善が見られない。		
法令関係			

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 農水省 ☒ 県 担当部局 農政部 ☐ その他 名 称		
件名	13 リンゴ黒星病（薬剤耐性菌）対策に係る県の財政支援等について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	県外から購入したリンゴの苗木から、薬剤耐性を持つ黒星病が発生したことにより、苗木の伐根、焼却処分や特別防除の実施など生産農家の負担が増加している。病気の蔓延はリンゴの産地に甚大な被害をもたらす恐れがあることから、今後も防除の徹底が求められる。そのため、特別防除に対する生産農家の負担が増加することから県の財政支援等を要望する。		
提案理由	平成29年秋以降に県外から購入したリンゴの苗木から、リンゴ黒星病の基幹防除薬剤であるDMI剤に耐性を示す黒星病の発生を確認した。以降、蔓延防止と早期根絶に向け、JAあづみでは伐根焼却処分、防除暦の見直しによる特別防除を行ったことで農家の負担が増え、先行きが不安視されている。 事態の早期収拾を図るためには、これらの対策を徹底する必要がある、農家の負担の軽減を図るため、県の財政支援と収束までの防除指導の徹底を要望する。		
現況及び課題等	＜JA及び市の対応状況＞ ・ JAあづみは農家の負担を軽減するため、支援策として(1)発病苗木の伐根、焼却処分(2)特別防除として追加された農薬の購入費用の支援「りんご耐性菌黒星病対策総合支援対策」を実施（総額1,000万円） ・ 市はJAの実施する農薬の購入費支援に対し、1/2以内で支援を実施（補正予算：2,786千円） ＜国・県等の対応状況＞ ・ 全国的な広がりに対する防除対策の指針の作成（国） ・ 各地域に即した防除対策の指導の徹底（県） ・ 黒星病に罹患した苗を供給した業者等に対する責任確認（補償請求） ・ 有効な新薬剤の早期登録に向けた働きかけ		
関係法令			

○ その他

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (. . 第 回総会 ; 市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☒ その他 (方針の見直し)	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	内閣府・厚生労働省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	14 幼児教育無償化に係る給食費の実費徴収化の方針見直しについて		
提案市	安曇野市		
要 旨	政府は、3歳以上児の保育に係る給食費（副食費）を公定価格から切り離し、保育所においても給食費を保護者から実費徴収とする方針を示したが、その方針の見直しを強く要望する。		
提案理由	政府は、幼児教育の無償化を進める一方で、3歳以上児の保育に係る給食費（副食費）を公定価格（給付費の算定の基になる保育に要する児童1人当たりの単価）から切り離し、保育所においても給食費を保護者から実費徴収する方針を示した。 実質的に無償化にかかる国の負担を減らし、その分を保護者に押し付けるものであり、年収360万円未満の世帯は除外されとの報道がなされているが、市町村や保育所の事務の増大を招くものであり、方針の見直しを要望する。		
現況及び課題等	幼児教育無償化に関する説明のなかで、給食費の実費徴収化は市町村に対しても十分に説明がされておらず、保護者はこれまでの保育料が無償になると理解しており、給食費が新たに発生するとは考えていないと考える。給食費の実費化は、幼児教育無償化の方針と同時に示すべきであり、後出しで決定すべきものではない。（財源のすり替えと考えられる。） また、保育所においてはこれまで、主食は持参とするなど、給食費の実費徴収という事務が存在しない園が大半であり、新たな事務となるほか、保育料と異なり、強制徴収公債権ではないため、徴収率も下がることが予想され、これまで公定価格上で保障されていた収入が見込めないと考えられる。 私立においては、市町村が滞納分を補てんしない限りは、確実に減収となる上、滞納整理に係る事務負担は相当なものと考えられる。		
法 令 関 係	子ども・子育て支援法 児童福祉法		

○ その他

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（・・・第 回総会；市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☒ その他（全国へ情報発信を求めるもの）	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 内閣府 ☒ 県 担当部局 健康福祉部 ☐ その他 名 称		
件名	15 人生100年時代を見据えた新しい高齢者の定義の発信等について		
提案市	長野市・松本市		
提案要旨	超高齢社会、人口減少社会にあって、社会の活力を失わないためには、年齢の概念にとらわれずに、65歳を超えても社会の一員として活躍し続けることが重要である。そのため、「高齢者」という呼び方を現在の65歳以上から75歳以上に改め、国において新しい高齢者の定義として全国へ向けて発信するとともに、高齢者がより活躍しやすい環境を形成することを要望する。		
提案理由	65歳以上を「高齢者」と呼ぶ定義は、50年以上前の国際連合の報告書が基と言われており、当時の日本人の平均寿命は65歳前後であったため「65歳＝高齢者」とすることには合理性があったが、現在の平均寿命は80歳を超えており、従来の定義は実態に合わなくなっている。 人生100年時代を見据え、「65歳＝高齢者」という意識を捨て、年齢にかかわらず希望と意欲が湧き、自分らしく活躍することができる社会の実現を目指すもの。		
現況及び課題等	・平成30年9月21日、長野市長並びに松本市長が人生100年時代を見据えた新しい高齢者の定義として、「75歳以上を高齢者と呼びましょう。」と共同提言を行った。 ・県市長会、町村会において上記提言の趣旨説明を行い、県内市町村長の理解を得るとともに、県知事の賛同も得た。 ・今後、県・松本市・長野市で具体的な取組等について協議を行う。 ・上記提言は、社会保障制度等の高齢者施策を変更するものではない。		
関係法令			

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	☐ 新 規 ■ 再提案 (H30・4・19 第142回総会；駒ヶ根市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	内閣府
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	16 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）制度の期間延長及び拡充について		
提案市	東御市		
提案要旨	地方創生の深化に向け、地方創生応援税制が地方公共団体にとってより使い勝手のよい制度となるよう、制度の見直しや弾力的な運用を図ることを要望する。		
提案理由	当市では、企業版ふるさと納税制度を活用した地方創生事業に取り組んでいる。制度の最終年度である平成31年度までに施設整備を行い、その後は維持管理をしながら、新たな人の流れを定着させていくものであるが、企業のインセンティブ不足等から、企業版ふるさと納税制度の活用は低調であると言わざるを得ない。 企業版ふるさと納税制度の期間延長をするとともに、認定を受けた再生計画に基づく事業に係る起債償還に対する財源として、本制度を認める等、地方にとって使い勝手のよい企業版ふるさと納税制度となるよう改善を求めるものである。		
現況及び課題等	平成29年度 企業訪問数：72社（内、協力企業数：47社） 再生計画上の事業費：243,500千円（寄附実績：66,450千円）		
関係法令			

区分	☐ 新 規 ■ 再提案 (H30・8・23 第143回総会；長野市・駒ヶ根市)																				
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設																		
要望先	☐ 国	担当省庁																			
	☒ 県	担当部局	健康福祉部																		
	☐ その他	名 称																			
件名	17 小中学生の通院に係る福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について																				
提案市	長野市・駒ヶ根市																				
提案要旨	長野県福祉医療費給付事業補助金について、小中学生の通院も県補助対象となるよう対象年齢の拡大を要望する。																				
提案理由	福祉医療費給付事業のうち、小中学生の通院は県補助対象外のため市町村が単独で事業実施をしているが、その財政負担は年々増大している。 県補助は平成18年度から13年間据え置かれたままとなっていること、子どもの現物給付導入にあたっては県の主導により少なくとも「中学校卒業まで」全市町村で実施するとした経緯があること、県の「ながの子ども・子育て応援総合計画」に沿うものであり、また「子育て安心県」実現に資する施策であることなどから、制度の拡充を引き続き要望する。																				
現況及び課題等	・子どもの福祉医療費の支給対象年齢 <長野市> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>県補助基準</th><th>長野市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td><td>中学校卒業まで</td><td>中学校卒業まで</td></tr> <tr> <td>通院</td><td>未就学児まで</td><td>中学校卒業まで</td></tr> </tbody> </table> <駒ヶ根市> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>県補助基準</th><th>駒ヶ根市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td><td>中学校卒業まで</td><td>18歳年度末まで</td></tr> <tr> <td>通院</td><td>未就学児まで</td><td>中学校卒業まで</td></tr> </tbody> </table>				県補助基準	長野市	入院	中学校卒業まで	中学校卒業まで	通院	未就学児まで	中学校卒業まで		県補助基準	駒ヶ根市	入院	中学校卒業まで	18歳年度末まで	通院	未就学児まで	中学校卒業まで
	県補助基準	長野市																			
入院	中学校卒業まで	中学校卒業まで																			
通院	未就学児まで	中学校卒業まで																			
	県補助基準	駒ヶ根市																			
入院	中学校卒業まで	18歳年度末まで																			
通院	未就学児まで	中学校卒業まで																			

現況及び課題等	・福祉医療費給付事業（扶助費決算額：「子ども」分）			
	＜長野市＞			（単位：千円）
	年 度	支給額	県補助金	市一般財源
	28年度（決算額）	636,451	150,321	486,130
	29年度（決算額）	648,130	147,100	501,030
	30年度（予算額）	690,983	160,502	530,481
	＜駒ヶ根市＞			（単位：千円）
	年 度	支給額	県補助金	市一般財源
	28年度（決算額）	68,888	14,377	54,511
	29年度（決算額）	67,559	14,874	52,685
	30年度（予算額）	72,000	17,290	54,710
※県補助金の補助率は、対象額の1/2				
関係法令	福祉医療費給付事業補助金交付要綱			

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	☐ 新 規 ■ 再提案 (H30・8・23 第143回総会；諏訪市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	環境省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	18 循環型社会の形成推進及び家電リサイクル制度の拡充に対する財政支援について		
提案市	諏訪市		
提案要旨	循環型社会の形成推進のため、リサイクル率向上に向けた制度の構築及び、家電リサイクル制度の一層の推進のため、国と基礎自治体との連携を強化するとともに、制度の拡充に対する財政支援を要望する。		
提案理由	国は、大量廃棄型社会からの転換と循環型社会の形成のために、リサイクル制度を設け推進している。 リサイクルに係る自治体の責務は、分別収集から選別、保管まで、一般的にトータルコストの7～8割を占めており、資源物売却収入を差し引いても自治体の負担は大きい。 リサイクルを推進するため、「川上から川下まで」トータルで取り組む必要があり、リサイクル率向上に配慮した製品設計など製造事業者には義務付けするとともに、リサイクル費用の上乗せなど実施すべきと考える。 一方、家電リサイクル制度では、リサイクル費用の「前払い方式」に改め制度の拡充に資する新たな方法を検討するとともに、リサイクル制度の趣旨に鑑み、リサイクルに係る費用について国からの財政支援を要望する。		
現況及び課題等	当市では、資源物の分別収集費用やリサイクルできるように選別する費用、運搬に要するコストが増加し、財政を圧迫している状況である。 国の施策として循環型社会の形成を目指すのであれば、ハード整備の財政的支援だけでなく、持続可能なリサイクルシステムを構築しリサイクルに係る費用の財政的支援も必要である。		
法令関係	・循環型社会形成推進基本法 ・家電リサイクル法 ・小型家電リサイクル法 ・食品リサイクル法		

区分	☐ 新 規 ☒ 再提案 (H28・8・25 第139回総会; 上田市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	環境省、国土交通省、農林水産省
	☒ 県	担当部局	環境部、建設部、農政部
	☐ その他	名 称	
件名	19 事業用太陽光発電設備の設置に対する広域的規制の強化について		
提案市	中野市		
提案要旨	固定価格買取制度により事業用太陽光発電設備（以下「太陽光パネル」と言う。）の設置が増加しており、住宅地域の生活環境及び中山間地域の自然環境を脅かすおそれがあることから、事業者による地元説明会の義務化など、国もしくは都道府県単位による規制強化を要望する。		
提案理由	太陽光パネルの設置に起因して発生が予想される騒音、光害、景観、災害など、生活環境や自然環境に対する悪影響を未然に防止するための対策を講じる必要がある。太陽光パネルの設置に伴う環境への影響評価や適正な規制については、全国的な課題であり、特に小規模自治体では専門的知見が不足していることから、県などによる広域的な規制を要望する。		
現況及び課題等	(現況) ・当市では住宅地域に点在する雑種地、農地等への太陽光パネルの設置が増えてきている。(平成30年3月末現在の10kW以上導入件数257件) ・中山間地域における山林、原野への太陽光パネル設置計画について複数相談を受けている状況にある。(市自然保護条例に基づく許可制度がある) (課題) ・太陽光パネル設置に関して地元住民への説明が行われていないことから、設置に対する公害等の苦情が今後増加する可能性がある。		
関係法令	都市計画法、自然公園法、森林法、農地法、景観法等各土地利用規制法令 長野県自然環境保全条例、景観条例、市自然保護条例等各自治体条例		

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H30・4・19 第142回総会；須坂市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	農林水産省
件名	20 農家子弟が就農する場合の農業次世代人材投資事業の要件緩和について		
提案市	長野市		
提案要旨	農業次世代人材投資事業（経営開始型）において、農家子弟が親の経営の全部又は一部を継承して就農する際に求めている「新規参入者と同等の経営リスク」に関する要件を緩和し、農家子弟の就農を促進して農業経営・技術が円滑に継承できるよう要望する。		
提案理由	農業次世代人材投資事業（経営開始型）は、新規参入者の就農支援に一定の成果を上げている一方で、農家子弟が親の経営の全部又は一部を継承して就農する場合は、「新規参入者と同等の経営リスクを負う新しい取組」が求められ、交付対象となるには新規作目や新技術の導入など親の築き上げた農業経営の方向性の変更が必要である。 農業者が減少している中、独立自営の新規就農者の確保も重要であるが、すでに経営確立している農家の子弟に継承を促すことは次世代の後継者の確保に効果的であることから、農家子弟が親の経営を継承して就農する場合に求める「新規参入者と同等の経営リスクを負う新しい取組」の要件を緩和することが必要である。		
現況及び課題等	国の実施要綱では、親の経営内容をそのまま継続する又は規模拡大することは経営リスクに当たらないとされていることから、農家子弟が農業次世代人材投資事業（経営開始型）の対象となって親の経営を継承することはハードルが高い。 このため本市では親元での就農を促すため、認定農業者の子弟が45歳未満で退職等を伴って親元で就農する場合に、年間120万円を3年間交付する「親元就農者支援事業」を平成30年度に開始した。 この事業は、認定農業者の増加による地域農業の中心的な担い手の確保とUターン就農による人口増につながる効果も期待している。		
法令関係	農業人材力強化総合支援事業実施要綱		

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H30・4・19 第142回総会：諏訪市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	財務省 国土交通省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	21 道路関係予算の確保について		
提案市	諏訪市		
提 案 要 旨	遅れている地方の道路整備の実情を十分把握し、道路整備が長期的に実現できるよう、道路関係予算の所要額確保を要望する。		
提 案 理 由	地方の道路整備事業を着実に推進するために、必要となる社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の予算について、地方自治体が必要とする所要額を確実に確保するように要望する。		
現況及び課題等	道路は、市民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤であると共に、地域の特性を活かして魅力あふれる地域づくりを進める上でも必要不可欠な社会資本である。 特に近年は、全国各地で相次いで発生している地震、豪雨、豪雪等のリスクに備え、信頼性の高い道路の整備が求められている。国が推奨する国土強靱化の観点からも当市における国、県、及び市道の整備は、未だ不十分な状況にあり、安全で円滑に通行できる地域幹線道路や生活道路の整備が急務であることに加え、自然災害に対する防災・安全対策、既存道路施設の老朽化対策は重要である。		
関係法令	社会資本整備総合交付金交付要綱		

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H29・8・25 第141回総会；飯田市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	環境省、経済産業省、資源エネルギー庁
	☐ 県	担当部局	
	☒ その他	名称	電気事業低炭素社会協議会、その他新電力事業者、ガス事業者
件名	22 地域のエネルギー消費実態の把握に関する支援及び調整について		
提案市	飯田市		
要 旨	エネルギー政策基本法及び地球温暖化対策の推進に係る法律では、地方自治体が地域の実情に沿ったエネルギーや温暖化対策の施策を講じることが責務としているが、施策を検討するため又は地域のエネルギー収支を把握するために必要な地域のエネルギー消費実態を把握できるデータを地方自治体が取得できないあるいは不足している状況にある。 そのため、次の2点の要望を提案する。 ① 近年、小売全面自由化となった電力及びガスについて、地方自治体が、地域内の電力及びガスのデータが取得できるよう、電力及びガス関連事業者への国からの協力要請をはじめとした速やかな支援を関係省庁に要望する。 ② 地域の実情を反映したエネルギーデータを継続的に取得できるように、国が当該データ登録用のデータベースを作成し、エネルギー供給事業者が登録し、地方自治体がアクセスできる環境あるいはこれに代わるものの整備を関係省庁に要望する。		
提案理由	当市において、国内の22市町村に地域の電力消費状況の把握について、聞き取り調査を実施したところ、ほとんどの自治体が電力データの取得に苦慮しており、中には小売事業者からデータ開示を断られ、統計情報から按分する手法を採用せざるを得なかった自治体もあった。 また、地方自治体が独自に照会を小売事業者らに行った事例では、調整及び照会に膨大な時間と労力を要したため、継続的に実施するのは困難であると回答があった。 同様に、県内の市町村にも聞き取りを行ったが、上記と同様の回答があったことから全市において共通した懸案事項と考えられる。 一方、データを提供する側である民間の小売事業者サイドでも、労力負担等が生じることも事実であり、また提供した小売事業者と提供しなかった小売事業者とでは公平性が担保されないことも事実である。 以上のことは、電力に限らず他のエネルギーにおいても同様であることから、本提案を行った。		

現況及び課題等	●電力に関する現況（ガスも将来的に同様の状況になると想定される。） ・登録小売事業者は540事業者（H30. 11. 26時点）に達し、電力契約切替類型件数（低圧）で新電力事業者が占めるシェアは10%に達する（H30. 6 時点）ため、地域の実態把握のためには多くの小売事業者からデータ提供を必要とする。このことから多くの小売事業者と個別に折衝するには、多くの労力及び時間を要する。 ・小売事業者には地方自治体に対しデータ提供を行う法的義務がないため、他県の市町村の事例では情報提供を拒否された事例が数多く報告されている。 ・送配電事業者から提供される電力消費データは、区分が低圧、高圧又は特別高圧となっており、部門別（産業部門、民生業務部門及び民生家庭部門）の温室効果ガス排出量の算定及び地域エネルギー消費傾向を掴み、具体的な施策の進捗を見るためには適していない。また、個々の小売事業者が供給する電力の排出係数を反映することが出来ない。 ・按分手法で電力消費量を算出することは可能であるが、地域の実情を捉えて、エネルギーの地域外支出の削減の推移又はエネルギーに関する施策の効果を測ることが難しい。 ●灯油・ガソリン・LPG等その他燃料類に関する現況 ・都道府県別エネルギー消費統計や家計調査等の統計データをもとに、按分して算出することが可能であるが、地域の実情が反映された数値として採用することは難しい。
法令 関係	電気事業法等電気事業に係る法令、ガス事業法等ガス事業に係る法令、地球温暖化対策の推進に関する法律、エネルギー政策基本法

区分	☐ 新 規 ☒ 再提案 (H30・8・23 第143回総会; 諏訪市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	国土交通省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	23 下水道施設改築等への社会資本整備総合交付金の継続的な財源確保について		
提案市	佐久市		
提案要旨	今後、更新時期を迎える下水道施設が増大するため、改築更新事業に必要な社会資本整備総合交付金の継続的な財源確保を要望する。		
提案理由	平成29年度の財政制度等審議会において、下水道施設改築は「受益者負担が原則」と提言があり、老朽化施設の改築等に係る国の財政支援の削減が懸念されたため、昨年から多方面にて財政支援継続の要望がなされている。しかしながら、国においては、昨年度の財政審で示された提言において積極的な動きが出ておらず、交付金削減の懸案は払拭されていないため、継続的な財源確保を強く要望するものである。		
現況及び課題等	当市においても処理施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化計画やストックマネジメント計画を活用し、当交付金を主な財源として、改築更新を計画的に行っている。 今後、老朽化する施設はさらに増加するため、当事業の実施には多額の予算が必要となり、市の単独予算での執行は困難であり、社会資本整備総合交付金は重要な財源である。		
関係法令	下水道法、社会資本整備総合交付金交付要綱		

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H30・8・23 第143回総会；長野市ほか11市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	総務省、環境省、財務省 環境部
件名	24 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について		
提案市	長野市、松本市、上田市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市		
提案要旨	循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう求める。 また、全ての廃棄物処理施設の整備についての用地費や解体撤去工事費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分についても交付対象とするとともに、住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。		
提案理由	・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。 ・ごみ処理施設の整備には、複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している。 ・建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 ・最終処分場などの一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分が交付金の交付対象となっていないほか、廃棄物処理施設の解体には、ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壌汚染対策等高額な費用がかかるが、既存施設の解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合は交付金の交付対象となっていない。 ・また、ごみ焼却施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。		

【長野広域連合】

- ・長野市では、長野広域連合が整備するごみ焼却施設の稼働により、平成30年度から既存焼却炉の解体及び新たなストックヤードの建設に着手する。(平成30年度：実施設計、平成31・32年度(2019・2020年度)：焼却炉解体・ストックヤード建設)(交付金の平成30年度当初内示額は要望額の100.0%)
- ・一方、長野広域連合では、ごみ焼却施設2施設(長野市、千曲市)、最終処分場1施設(須坂市)の整備を進めている。
長野市に建設中のごみ焼却施設は、整備する地域の住民に対し協力を要請して以来、約7年の長きにわたり、その地域の住民と協議や説明会等、多大な労力を費やした。
平成25年3月によりやうく地域住民の同意が得られ、同月、建設に関する協定を締結した。
- ・現在、長野広域連合管内で稼働中のごみ焼却施設は老朽化が進んでおり新たなごみ焼却施設を早急に整備する必要がある。
- ・事業に対する交付金が削減された場合、長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、既存施設の解体撤去工事費及び周辺環境整備の費用が交付金の交付対象となっておらず、事業を実施する上で懸念事項となっている。
- ・新施設の稼働により運用を終えた既存施設は、速やかに解体撤去工事を実施することが必要であるが、工事にはダイオキシン類の飛散対策等の費用が加わり、工事に要する費用が高額になることから、管理する市町村等において工事費用を全て一般財源で賄わなければならないことが財源を確保する上で大きな課題となっている。

【上田地域広域連合】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設(クリーンセンター)で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでいるところである。

- ・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・また、最終処分場の用地費、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用、住民理解を得るための周辺整備に要する費用については、交付金の対象となっておらず、大きな財政負担が生じることとなる。

【佐久市・北佐久郡環境施設組合】

- ・佐久市・北佐久郡環境施設組合（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）では、平成32年度（2020年度）の稼働を目標に、老朽化した既存2施設のごみ焼却施設を統合した新クリーンセンター（建設地：佐久市）の整備を進めている。
- ・施設の早期整備に向けて事業を進めているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市町の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・当該組合では、組織市町を含む佐久地域10市町村のごみ焼却処理を本施設で行う計画としており、平成30年度から施設本体建設工事が本格化しており、財源不足による事業の遅れは、この地域全体の将来に向けた安全、安定かつ安心なごみ処理体制の構築に多大な影響を与えることになる。

【松塩地区広域施設組合】

- ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成30年度にごみ焼却炉改良事業を含む整備事業を完了し、施設の延命化を図ってきた。
- ・根幹であるごみ焼却施設は2028年度を目標に新焼却施設への移行に向けて新たな建設計画を策定することとなる。新施設の建設には建設候補地の策定、地域住民の同意、理解と協力が不可欠で、施設稼働まで長い期間と費用を要する。特に用地取得の費用、旧施設の解体撤去費用、地元対策の周辺環境整備に要する費用等は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。

【諏訪南行政組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け3市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備が、諏訪南行政事務組合の共同処理する事務とし

て、平成 26 年度に位置づけされた。

- ・現在、リサイクルセンター整備に着手し、実情に合わせ諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画の改定を行った。施設整備の財源は、循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金であるため、交付金が削減された場合、事業の進捗に影響を及ぼし、本地域内の一般廃棄物処理に支障が生じる恐れがある。
- ・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合内にある、2 か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏訪衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備に着手した。施設整備後は、現存の処理施設は、不用となり早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となる。
- ・構成 3 市町村では、最終処分場の残余容量が少ないことから最終処分場の整備についても課題となっている。平成 27 年 7 月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンターの整備目標年度は平成 31 年度、最終処分場は平成 32 年度（2020 年度）とされているが、リサイクルセンターについては 2021 年度稼働目標とし、最終処分場の整備についても事業の遅れが生じている状況にある。

【上伊那広域連合】

- ・上伊那広域連合（8 市町村）が伊那市に建設している「ごみ焼却施設」は、新たな施設用地において平成 31 年 3 月末の稼働を目指しており、新施設の竣工後には速やかに旧施設（2 施設）を解体撤去する必要がある。
- ・財源としては除却債を活用する予定であるが、これは資金手当てのみであり、今後の償還において本体工事の起債償還とあわせて、構成市町村には多額の費用負担が発生し、行政運営への影響が懸念される。

【穂高広域施設組合】

- ・穂高広域施設組合では、平成 33 年（2021 年）3 月の稼働を目指し、建設における詳細設計等を進めているところであるが、これから工事が進むにつれ、建設費の支払いも増加することから、施設整備に対する交付金が削減された場合、本市のみならず構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすこととなる。
- ・新施設稼働後は、管理面及び景観の観点から廃止となる廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要であるが、財源確保が大きな課題となり、事業の進捗に影響を及ぼす恐れがある。廃棄物処理施設の全ての解体工事費について、交付金対象とするなどの財政支援が必要である。

	【北アルプス広域連合】 ・北アルプス広域連合のうち、池田町と松川村を除く3市村（大町市、白馬村、小谷村）では、ごみ焼却施設等を統合してごみ処理広域化を進めている。 ・ごみ焼却施設については整備が終了したが、引き続きリサイクル施設の整備を予定しており、当該交付金が削減されることになれば、組織市村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。 ・大町市の環境プラントは、広域のごみ焼却施設（北アルプスエコパーク）稼働に伴い、平成30年3月末で運転を停止したが、取り壊しに掛かる費用が多額となり市財政の大きな負担となるため、現時点では、解体の目途が立たない状況となっている。廃棄物処理施設の解体費用についても交付金の対象とすることを要望する。
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱